

文化芸術振興基本法の一部改正について

1. はじめに

平成13年に施行された「文化芸術振興基本法」が平成29年6月に一部改正されました。今回の改正によって、大和市として早急に取り組むべき事項等はありませんが、来年度に改定作業を予定している「大和市文化芸術振興基本計画[第3期]」に係る事項となりますので、改正の背景や概要等をご報告します。

2. 改正の背景

文化芸術振興基本法の制定から16年が経過し、同法に基づき策定している「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のもと、文化芸術立国の実現に向けた取り組みが進められています。

一方で、少子高齢化やグローバル化など、社会情勢が著しく変化する中であって、文化芸術に求められる役割が多様化し、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流などの他分野との連携、展開が望まれています。

加えて、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典と位置付けられており、日本の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会あるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を示していく機会でもあります。

このようなことから、これら課題への対応、解決に向けた検討が行われ、同法が改正されることとなりました。

3. 改正の趣旨

- ①文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。
- ②文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する。

4. 改正の概要

題名、前文

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文について整理を行う。

第一章 総則

項目	改正概要
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>年齢、障害の有無</u>または<u>経済的な状況</u>にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備 ・ 我が国及び<u>世界</u>において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成 ・ <u>児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性</u>（新設） ・ <u>観光、まちづくり、国際交流などの各分野における施策との有機的な連携</u>（新設）
<u>文化芸術団体の役割</u> （新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的かつ主体的な文化芸術活動の充実を図ること ・ 積極的な文化芸術の継承、発展及び創造に努めること
<u>関係者相互の連携及び協働</u> （新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念の実現を図るため、関係者（国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者など）相互の連携及び協働を図ること
法制上の措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の文化芸術への必要な措置に「<u>税制上の措置</u>」を追加。

第二章 文化芸術推進基本計画等

- ・ 政府が策定する「文化芸術の振興に関する基本方針」を改め、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「文化芸術推進基本計画」を策定する。
- ・ 地方公共団体は「文化芸術推進基本計画」を参酌して、その地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」の策定に努める。策定または改定にあたっては、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴く。（新設）

第三章 文化芸術に関する基本的施策

項目	改正概要
芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が行う必要な支援の例示に「<u>物品の保存</u>」、「<u>展示</u>」、「<u>知識及び技能の継承</u>」、「<u>芸術祭への支援</u>」を追加 ・ 伝統芸能の例示に「<u>組踊</u>」^{くみおどり}を追加
メディア芸術	
伝統芸能	
芸能	
生活文化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活文化の例示に「<u>食文化</u>」を追加

地域における 文化芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・国が行う必要な支援の例示に「<u>芸術祭への支援</u>」を追加
国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援</u>（新設） ・<u>文化芸術に関する国際機関等に業務に従事する人材の養成及び派遣</u>（新設）
芸術家等の 養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国内外における教育訓練等の人材育成への支援</u>（新設）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（新設）

- ・政府は「文化芸術推進会議」を設置し、関係行政機関と連絡調整を行う。
- ・地方公共団体は文化芸術に係る重要事項を調査審議させるため、審議会その他合議制の機関を置くことができる。